



IPアドレス管理指定事業者連絡会 -1.2

2002.10. 02

JPNICの今後の取り組み

(社)日本ネットワークインフォメーションセンター
IP事業部 奥谷 泉

目次

1. JPコミュニティに影響のあるコンセンサス
2. 2次ISPへの再割り振り
3. NIRの運用について
4. LIRを通じたASの割り当て
5. 今後のJPNICの取り組み

JPコミュニティに影響のある コンセンサス

1. 2次ISPへの再割り振り
2. NIRの運用について
3. LIRを通じたASの割り当て

2次ISPへの再割り振り

Address Policy SIGでAPNICより提案

一定の条件をもとにLIRからの2次ISPへの
再割り振りを認める

2次ISPへの再割り振りの条件

1. 本ポリシーはIPv4アドレスに対してのみ適用
2. 2次ISPへの割り振りブロックはポータブルではない
3. すべての割り振り、割り当てはDB登録が必要
4. LIRのAW以上の割り振り、割り当ては審議申請が必要
5. 2次ISPへの割り振りはすべて使用済としてLIRの利用率を計算
6. 大きな割り振りを行った場合は説明が求められる
7. 再割り振りを行うことができるのはLIRのみ

IP指定事業者への影響

1. 2次ISPへインフラと配下のユーザへまとまったブロックの割り振りを行うことができる
2. 2次ISPへの割り振りはすべて割り当てを行ったものとして計算される

1. JPNICのシステムでは2次ISPへの割り振り、2次ISPの割り振りブロックからの割り当てを登録できない
2. 2次ISPへの割り振りブロック内のアドレスの申請権限の検討

2次ISPへの再割り振りの実装時期

APNIC

- 2002年12月
- システム的に対応済みのため、要望があれば即対応も可能

JPNIC

- システム等の対応検討開始済み
- 具体的な予定が確定次第、ご連絡

NIRの運用について

Open NIR MeetingでAPNICより提案

割り振り、逆引きの登録、Whoisデータベースの運用等、NIRの業務と役割を定義

1. 割り振り方法の変更

NIRは独自のアドレスプールを持たず、直接APNICのプールから割り振りを行う

2. APNIC/NIR間の会員移管

LIRがAPNIC/NIRへの移管を希望した場合、リナンバを伴わず移管が可能

割り振り方法の変更

1. NIRは独自のアドレスを持たず、APNICのアドレスプールからLIRへ割り振りを行う
2. NIRがAW内の割り振りをLIRに行う場合、APNICに対する審議は発生せずに割り振りブロックを要求できる(1営業日に対応)
3. NIRがAW外の割り振りを行う場合、APNICが審議を行う(2営業日以内に回答)

※AW=Allocation Window

コンセンサスから3ヶ月後に実装

※営業日はあくまでAPNICから返答があるまでの目安です

IP指定事業者への影響

- 申請先、フォーム、手続きは現状通り
- 審議も現状通り、JPNICが行います
- 以下の点を除いては基本的に変更なし

1. 組織名および住所の英語の記述をAPNICのフォーマットでお願いする可能性がある
2. /15を超える割り振りを申請する場合はDMAの手続きに従って申請を行う

※その他影響範囲は現在APNICへ確認中

今後のスケジュール

2002年9月~	APNICと手続き確認
2002年12月	実装

※現在、本コンセンサスに伴うドキュメント変更の予定なし
※発生した場合、2002年11月に周知予定

1. APNIC 会員が NIR 会員、または NIR 会員が APNIC 会員へ移管を行ってもよい
2. LIR の管理している資源もそのまま移管される
3. LIR が APNIC、NIR の両方から資源を受け取ることはできず、どちらか1つのIRに統一しなければならない
4. どちらを選択するかはLIRが決定してよい

移管に伴う留意点

割り当て情報のDBが移管についてユーザへのご連絡が必要となります

JPNICからAPNICへ移管する場合

- メンテナーオブジェクトの登録が必要
- JPNICデータベースで一部非公開となっている情報が公開される
- すべての割り当てに対するゾーンファイルの作成が必要

APNICからJPNICへ移管する場合

- 個人情報の登録が必要
- 日本語の割り当て報告が必要

Address Policy SIGでAPNICより提案

前回のアドレスポリシーSIGで提案された
「AP地域におけるAS番号の管理ポリシー」
へのコメントを反映させた改定版

前回の提案内容からの変更点

1. ASの割り当ては、RIRやNIRのみならず、LIRから割り当てを行うことも選択可能
2. ピアリング先の情報のDB登録は必須ではなく、任意
3. 1.の適用についてはNIRコミュニティで検討を行ってよい
4. コンセンサスが得られてから1ヶ月後に実装

JPNIC LIRを通じた割り当てを行った場合 ¹⁸

- LIRはエンドユーザの代理としてDB登録情報のメンテナンスを行う
- エンドユーザが接続先の変更を行った場合、AS番号を返却しなければならない。LIRはユーザとこの効力について契約を結ぶことが望ましい
- LIRへ返却されたASはその後、APNIC、または適切なNIRへ返却されなければいけない

実装の検討

JPコミュニティの意見を取り入れたうえで
実装を検討

今後のJPNICの取り組み

- 2次ISPへの割り振り
 - システム対応および2次ISPへの権限が主な課題
 - 実装時期はシステム対応次第
- APNICプールからの割り振り
 - 2002年12月より実装
- APNIC/NIR間の会員移管
 - 適用済み
- LIRを通じたAS割り当て
 - JPコミュニティからの意見をもとに検討

より具体的なスケジュールが確定次第、随時ご連絡いたします

Q&A

